

高知県農業体質強化基盤整備促進事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

新

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

第5条～第6条 （略）

(補助金の変更承認の申請)

7 第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額

(3) 実施要綱別表の区分1の事業種類の(1)から(7)までの事業に要する経費の相互間の30パーセントを超える増減

2 (略)

第8条～第10条 （略）

旧

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

第5条～第6条 （略）

(補助金の変更承認の申請)

7 第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額

(3) 実施要綱別表の区分1の事業種類の(1)から(6)までの事業に要する経費の相互間の30パーセントを超える増減

2 (略)

第8条～第10条 （略）

新

(概算払いの請求)

第11条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書に別紙11を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。）において行うことができること。

(2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の付決定額に40パーセントを乗じた範囲内とすること。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。

(3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第1号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができること。この場合は、別記第9号様式による遂行状況報告書及び概算払請求書に別紙12を添えて知事に提出しなければならない。

(4) 請求金額は、1,000円未満を切り捨てた金額とすること。ただし、年度末の概算払については、この限りでない。

第12条～第16条 (略)

旧

(概算払いの請求)

第11条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書に別紙11を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。）において行うことができる。

(2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の付決定額に40パーセントを乗じた範囲内とする。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。

(3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第1号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができる。この場合は、別記第9号様式による遂行状況報告書及び概算払請求書に別紙12を添えて知事に提出しなければならない。

(4) 請求金額は、1,000円未満を切り捨てた金額とする。ただし、年度末の概算払については、この限りでない。

第12条～第16条 (略)